

令和 9 年度 桜川市地域おこし協力隊募集要項

(サイクルツーリズム／農業／多文化共生)

はじめに ― 桜川市と、今回の募集について

桜川市は、茨城県の中西部、東京から約 70km 圏内に位置し、最短 90 分ほどでアクセスすることができます。北・東・南を山々に囲まれ、平野部のほぼ中央を市名の由来にもなった「桜川」が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。山から採れるみかげ石を利用した石材業や、平野部の肥沃な土地を利用した農業など、地域資源を活用した地場産業が息づいています。

桜川市は豊かな歴史に彩られたまちとしても知られ、茨城県初となる国の重要伝統的建造物群保存地区の「真壁の町並み」をはじめ、安産子育ての霊場として広く知られる「雨引山楽法寺」など、数々の歴史的遺産や名所旧跡が現存しています。春には、古くから「西の吉野、東の桜川」と並び称される国指定の名勝「櫻川」や天然記念物「桜川のサクラ」をはじめ、市内の山々に多数自生しているヤマザクラが、萌黄色の新緑とあわさりパッチワーク模様のような眺望を見せます。

桜川市は、たくさんの魅力を持つまちです。これらを次の世代へ確かに手渡していくため、市内の事業者とともに、「3 年後、桜川市がどうなっていてほしいか」を話し合いました。そこで挙がった声をもとに、今回の 3 分野を設定しています。

桜川市では、現在 3 名の地域おこし協力隊が市内で活動しています。このたび、次の 3 分野で新しい仲間を募集します。

1 募集分野と概要・採用予定人数

3 分野 各 1 名（計 3 名）

分野	職名	活動概要	所管課
① サイクルツ ーリズム	山桜の里山をめぐるサイクルツーリズムづくり	<p>市は令和 5 年 3 月に『桜川市自転車活用推進計画』を策定しています。つくば霞ヶ浦りんりんロードが市内を南北に貫き、計画のテーマは「自転車で行く りんりんロードと桜源郷」。この計画に掲げた施策を、現場で動かす担い手が必要です。</p> <p>(1) 市外からの誘客（観光）を軸とした企画の立案と実施</p> <p>(2) りんりんロードと市内の地域資源を結ぶルートの開拓、サイクリングマップの作成 (立ち寄り先となる店舗・見どころの発掘を含みます。)</p> <p>(3) 自転車を軸とした情報発信（市公式サイト、SNS、つくば霞ヶ浦りんりんロード関連媒体）</p>	ヤマザクラ課

		<p>(4) サイクリングイベント・ポタリングの企画運営 (ヤマザクラの開花期を中心に、四季を通じた企画)</p> <p>(5) レンタサイクル及びサイクル拠点の利便性向上 (現在は岩瀬駅前の1か所です。拠点の追加・案内の充実を検討します。)</p>	
② 農業	地元農家での農業研修と、その日々の発信	<p>桜川市は、筑波連山の山麓に広がる肥沃な砂質土と、市の中央を流れる桜川に沿って整備された水田に恵まれ、米をはじめ、麦・大豆・そばなど多様な農作物が生産されています。また小玉スイカやトマトなどといった施設栽培も盛んです。</p> <p>この桜川の農業を地元の農家から学び、次の世代として担っていく人材を募集します。あわせて、「農業×情報発信」として、畑に入りながら得られる経験や日常を自分の言葉で伝えてくれる方をお待ちしています。</p> <p>(1) 農業研修 受入れ農家のもとで、栽培・出荷・経営の実際を学びます。 ※ 受入れ農家は市が調整します。</p> <p>(2) 情報発信 研修のプロセス、産地の仕事、生産者の姿や農のある暮らしを SNS・動画・写真で発信します。</p>	農林課
③ 多文化共生	多文化共生サポーター	<p>桜川市では、ベトナム、インドネシアなど東南アジアをはじめとする外国籍の市民が増えています。またブルガリアのシリストラ市、フィリピンのバコール市と友好交流都市協定を締結しています。</p> <p>この度、桜川市の多文化共生のサポートと、国際交流を推進していく人材を募集します。</p> <p>(1) 日本語教室の運営サポートと専門的な助言 進め方の検討、教材・資料づくり、ボランティアからの相談対応。</p> <p>(2) 地域ボランティアの育成とフォロー 地域ボランティア向けの養成講座を実施し、新しい担い手を募るとともに、活動の継続を支援。</p>	企画課

		(3) 学校と連携して、外国人児童・生徒の支援や、外国人保護者と教師の橋渡し (4) 外国人を雇用する市内事業所との連携（訪問・調整） (5) 国際交流イベントの企画運営 文化紹介などにより、市民の国際感覚の醸成や、外国人住民と市民が会う機会づくり	
--	--	---	--

※記載している活動内容は一例です。具体的な取り組みは、あなたの経験や「やってみたい」を大切にしながら、市や地域の関係者と話し合っって一緒に決めていきます。

※いずれも会計年度任用職員として市が任用し、上表の所管課が受け入れます。

※活動にあたっては、基本的に上表の所轄課を主な拠点としていただきます。

2 活動イメージ

以下の記述は現状での想定です。着任後、担当職員と協議の上、方針の変更・修正をしながら業務を推進いただきます。特に2年目以降は、1年目の活動を踏まえて一緒に作り上げていきましょう。

時期	活動のイメージ
1年目 覚える	地域を歩き、顔と名前を覚えていただく1年です。着任後1か月は、市職員や先輩隊員が地域のご案内を行います。 ① 市内を走り切り、ルートと立ち寄り先の候補を洗い出す ② 受入れ農家に入り、1年を通して栽培の流れを体で覚える ③ 教室に入り、ボランティアと受講者の顔を覚え、現在の進め方を把握する
2年目 任される	自分の企画を持ち、発信を始める1年です。 ① イベントを企画実施し、拠点・受入環境の改善を回す ② 技術の幅を広げ、研修の日々を自分の言葉で発信する ③ 助言の質を上げ、学校・事業所との連携・交流イベントへ活動を広げる
3年目 次に渡す	活動を「自分がいなくても続く形」にする1年です。 ① ルート・立ち寄り先・レンタサイクル拠点として地域に定着させる ② 独立就農、または市内の農業法人等への雇用就農として自立する ③ ボランティアが育ち、教室が地域の手で続く状態にする
任期後の イメージ	(1) 市内で起業する（起業補助金 最大 100 万円） (2) 受入れ先や関係事業者就職する (3) 活動で立ち上げた事業を引き継いで継続する (4) フリーランスとして、近隣自治体を含めた地域で事業を展開する (5) その他、あなたのイメージする進路 市が任期後の雇用をお約束するものではありませんが、3年間でご自身の力で歩いていけるよう支援します。 3年後の進路は、着任1年目から所管課と一緒に考えます。

3 活動の支援体制

- ・活動を担当する行政職員が配置されます（所管課＝ヤマザクラ課／農林課／企画課）。

- ・活動開始にあたって、行政の仕組みや活動内容に関するガイダンスがあります。
- ・着任後 1 か月は、市職員や先輩隊員などが地域のご案内を行います（地区、キーパーソン、生活の場）。
- ・四半期に 1 回の行政職員との面談と、担当課を交えた活動のヒアリングを月 1 回実施します。
- ・ヤマザクラ課が、3 分野の隊員全員の伴走役を務めます（分野をまたいだ相談先があります）。
- ・卒業後の起業や事業承継時には、最大 100 万円の起業補助金があります。

4 募集対象

以下の要件すべてを満たす方とします。

1. 都市地域等（条件不利地域以外）に在住し、地域おこし協力隊として任用開始後、桜川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
 - ※ 地域おこし協力隊経験者（同一地域における活動 2 年以上、かつ解嘱 1 年以内）は、地域要件に関わらず、対象となります。
 - ※ ご自身の居住地が該当となるか不明な方は、お問い合わせください。
 - ※ 地域要件の確認方法は、本要項末尾の「参考ア」をご参照ください。
2. 心身ともに健康で誠実に職務が遂行できる方
3. 意欲と熱意があり、積極的に活動できる方
4. 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
5. 応募時に普通自動車免許を有する方
6. パソコンの基本的な操作ができ、SNS 等を積極的に活用できる方
 - ※ 任用決定後、健康診断書を提出していただきます。（上記 3. 関係）
 - ※ 欠格条項の詳細は、本要項末尾の「参考イ」をご参照ください。（上記 5. 関係）
7. ③多文化共生サポーターのみ、(1)(2)の要件を満たす方を優遇します。
 - (1) a～d のいずれかに該当し、日本語指導の経験があること。
 - a.大学または大学院において日本語教育に関する課程を履修して修了した方
 - b.日本語教育能力検定試験に合格した方
 - c.学士の学位を有し、かつ日本語教育に関する研修として適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し修了した方
 - d.文部科学省登録日本語教員
 - (2)地域日本語教室で 1 年以上継続して運営者としての活動経験がある方

5 活動地域

桜川市内を活動地域とします。

※ 各種研修への参加等、桜川市外で活動することがあります。

6 任用形態・任用期間

1. 任用形態

桜川市地域おこし協力隊員（パートタイム会計年度任用職員）として、桜川市長が任用します。

※ 桜川市との雇用関係を有します。 ※ 社会保険等に参加します。

※ 副業等に関しては、活動に支障がない限り妨げるものではありません。

2. 任用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※ 活動に取り組む姿勢や事業成果等を考慮し、面談等を実施した上で引き続き適任と判断された場合、年度ごとに更新を行います。任用の日から最長で 3 年まで延長できるものとします。

7 活動日数・活動時間・休暇

1. 活動日

原則として開庁日（月～金）の週 5 日を活動日とします。ただし、行事の開催等により、土曜・日曜・祝日を勤務日とし、開庁日を振替休日とすることがあります。

2. 活動時間

勤務日のうち、7 時間 30 分を活動時間とします。活動開始及び終了の時間は、8 時 30 分から 17 時 00 分までを基本とし、必要に応じ、相談の上前後することがあります。

3. 有給休暇

任用開始後、任用日に応じ市規則に定める日数を付与します。（任用日が 4 月 1 日の場合、10 日を付与します。）

8 報酬

1. 報酬 月額 227,516 円

2. 期末手当及び勤勉手当（いわゆるボーナス） 6 月及び 12 月に支給

3. 通勤手当 自家用車使用のためなし

4. 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に参加します。

※ 報酬やボーナスから、社会保険料等を控除します。

※ 時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。

（参考）報酬・活動経費内訳のイメージは、次のとおりです。総務省が定める特別交付税措置の上限は、報償費が 350 万円、活動費が 200 万円です。以下の金額は参考の数値であり、隊員の年齢や家族構成等、状況によって変わります。令和 9 年度の額は別途お示しします。

項目	内容	1 年目	2 年目 (参考)	3 年目 (参考)
報償費	給与 227,516 円×12 か月	2,730,000	2,804,000	2,869,000
報償費	期末手当・勤勉手当	695,000	1,075,000	1,123,000
	報償費 合計	3,425,000	3,879,000	3,992,000
活動費	社会保険料等、市として必要な経費	520,000	620,000	620,000
活動費	家賃・駐車場代補助 60,000 円×12 か月	720,000	720,000	720,000

活動費	通信機器使用料 5,000 円×12 か月	60,000	60,000	60,000
活動費	自動車借上料 20,000 円×12 か月	240,000	240,000	240,000
活動費	移転に係る経費（着任時のみ 1 回限り）	200,000	0	0
	市が規定する活動費 合計	1,740,000	1,640,000	1,640,000
	活動経費使用可能金額	260,000	360,000	360,000
	活動経費 合計	2,000,000	2,000,000	2,000,000

9 活動経費

地域おこし協力隊の活動に要する経費として、市が定める上限額の範囲内で設定します。

1. 上限額（目安）

1 会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）を基準とし、国の定める 200 万円から、市として必要な経費を控除して決定することとします。

※ 4 月 1 日以外を任用日とする場合、月割計算や日割計算をした上で決定します。

2. 対象となる活動経費（例）

活動に際し必要な場合は、市と協議の上、対象となるか決定します。

- ・活動旅費等、移動に要する経費
- ・作業道具、消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整、住民や関係者との意見交換会、活動報告会に要する経費
- ・研修に要する経費
- ・定住に向けて必要となる研修、資格取得に要する経費
- ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに要する経費

3. 対象とならない経費（例）

- ・事業収入を伴う経費
- ・土地、建物の購入費
- ・高額な物品購入費
- ・個人の資産となる経費

※ 「高額な物品購入費」の基準額、備品と消耗品の区分、事前協議の要否については、着任直後に会計ルールとあわせて具体的にご説明します。（※基準額を要確認）

10 活動補助金

市が定める活動経費の範囲内で、隊員が活動を行うために必要な環境整備に対し、活動補助金として支給します。

（1）任期中の住居に係る家賃及び駐車場代

月額 60,000 円を上限に活動経費として支給します。ただし、転居に要する費用、光熱水費等生活に必要な費用は対象外とします。

(2) 通信機器使用料

パソコンやスマートフォン等の通信端末は各自の機器を使用していただきます（地域住民との連絡や SNS 等の情報発信等）。機器使用料（通信費を含む。）として月額 5,000 円を支給します。

(3) 自動車借上料

車両は、個人車両の持ち込みとし、車両使用料（燃料代含む。）月額 20,000 円を支給いたします。雇用開始までに車両の持ち込みが難しい場合はご相談ください。

(4) 移転に係る経費

地域おこし協力隊として採用され、桜川市に転居等する際に必要となる経費（引越費用や住居の敷金・礼金等）に対し、1 回限り 200,000 円を補助します。

11 申し込み受付期間

令和 8 年 10 月 21 日 から 令和 8 年 12 月 18 日 まで

※ 応募があり次第、順次選考を進めていきます。そのため、受付期間中であっても締め切ることがあります。

12 応募方法

1. 提出書類

- ・ 申込書（桜川市のホームページからダウンロードしてください。）
- ・ 自己 PR 用紙
- ・ 企画書（様式やデザイン等の指定はありません。自由に作成してください。）
- ・ 住民票抄本（申込日の直近 3 か月以内のもの）
- ・ 普通自動車免許証の写し

企画書では、応募分野の活動内容（本要項「1 募集分野と概要・採用予定人数」の「活動概要」）を踏まえ、ご自身ならどう取り組むかをお書きください。白紙からの事業提案を求めるものではありません。

2. 提出方法

「14 お問い合わせ・お申込み先」あてに、メールにより提出してください。

※ 通信費等は自己負担となります。

※ 提出された書類は返却しません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

13 選考の流れ

応募の前に、担当者とオンラインでお話しいただけます。「まず聞いてみたい」「不安がある」という段階で結構です。お問い合わせには、原則 2 営業日以内にご返信します。

選考は以下のスケジュールを目安に実施します。令和 9 年 4 月 1 日着任を想定しています。

選考	時期	内容
担当者との カジュアル面談	令和 9 年 1 月 5 日 ～13 日の間	書類提出後、担当者とのカジュアル面談を実施します。応募いただいた内容や意図について確認します。 ※面談の日時は書類提出後に個別に調整します。

1次選考 【書類審査】	令和9年1月15 日ごろ	提出書類をもとに選考を行います。審査結果を全員にメールで通知し、2次選考の日時については合格者にのみ通知します。
2次選考 【現地見学・面接】	令和9年1月17 日ごろ	1次選考の書類審査に合格した方を対象に、原則として桜川市内で面接を実施します。面接にあわせて、活動先をご案内し、受入先の方と実際にお会いいただきますので、桜川市での活動と暮らしのイメージを具体的にお持ちいただけます。日程・場所の詳細は、1次選考の結果とあわせてお知らせします。審査結果は、メールまたは電話等で通知します。
最終決定	令和9年1月20 日ごろ	採用を決定し、着任までの手続きについてご案内します。

※ 選考に係る費用（通信費、交通費等）は応募者の負担となります。

※ 令和9年度予算の成立をもって、最終的な採用が確定します。

14 お問い合わせ・お申込み先

桜川市役所 総合戦略部 ヤマザクラ課

電話番号：0296-58-5111（代表）

電子メール：yamazakura_s@city.sakuragawa.lg.jp

担 当：五島（ごとう）、飯村（いいむら）、大和田（おおわだ）

※「応募するかどうか迷っている」という段階でのご相談も歓迎します。まずは一度、お話しさせてください。

【参考ア】地域要件の確認方法

総務省ホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」にて、現住所の市町村の「地域要件区分」の欄をご確認ください。

●特別交付税措置に係る地域要件確認表

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

※ 掲載時に最新版の URL をご確認ください。

【参考イ】地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項について

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項は以下のとおりです。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 桜川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者